

令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」フォーラム  
開催等委託事業委託業務仕様書

**1 事業名**

令和5年度日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」フォーラム開催等委託事業

**2 事業の目的**

日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）を次世代に継承していくためには地域が一体となって保全に取り組むことが重要である。

そのため、本システムを継承することとなる関係市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町及び愛南町）の児童・生徒を対象とした啓発イベントを実施し、本システムのもたらす効果や価値、遺産の伝承に向けた活動等を地域全体で共有することで、地域が誇る本システムの再認識や地域住民の認知度向上を図り、地域を巻き込んだ活動の広がりにつなげる。

**3 委託上限金額**

3,000千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

**4 委託期間**

契約締結の日から令和6年3月8日（金）まで

**5 事業内容**

**(1) 高校生による生産者等の取材活動支援業務**

本システムの地域への啓発を促進するため、次の世代を担う本システム地域の高校生が、生産者等への取材活動を行うことで、本システムの価値の高さを再認識し、地域への帰属意識を高めるとともに、下記(2)のイベントで活動成果を発表することにより、当該高校生の経験を他の児童・生徒に共有させる。

**① 対象者**

関係市町の高等学校4校程度、1校につき3人一組体制を想定。

**② 取材先**

関係市町内の別添「愛媛・南予の柑橘農業システム」に記載している特徴に関わりのある団体・企業又は生産者とし、同システムの趣旨に沿った取材候補先（※）を4カ所程度、提案に含めること。

例1) ①石積園地の柑橘生産者、②水産養殖業者、③魚肥生産者、④歴史専門家

例2) ①山なり園地の柑橘生産者、②防風林剪定師、③共選関係者、④生物専門家

※4か所（程度）において、特徴は重複しないこと。

**③ 実施方法**

ア 取材を実施する前に、取材のポイントや発表資料の作成方法等について、事前研修を実施すること。（原則対面）

イ 取材に同行し、写真・動画撮影等のサポートを行うこと。

ウ 取材後の動画の編集、発表資料の作成のサポートを行うこと。（原則対面）

エ 下記（２）のイベントで活動結果を発表する機会を設けること。

オ 注意点

上記の対象者、取材先については、企画採用後に協議した上で決定するため、提案段階で接触しないこと。ただし、企画内容を踏まえ、適任と考える者を提案することは差し支えない。

## （２）農業遺産フォーラムの開催

主として関係市町の児童生徒を対象に、農業遺産に関するセミナー、劇場型学習イベント、上記（１）の取材結果の発表等を行うイベントを実施する。

### ① 対象者

主として関係市町内の児童・生徒を対象とする。

### ② 開催時期

上記（１）の取材結果の発表に支障がない時期とすること。

### ③ 実施場所

関係市町内で実施することとし、提案に含めること（メイン会場は少なくとも収容人数 200 人以上の会場とし、パネル展示等サイドイベントの会場も確保すること。）。

### ④ 実施方法

ア フォーラムは、日曜日、土曜日又は国民の祝日いずれかの日に、概ね半日程度実施すること。

イ フォーラムでは、少なくとも農業遺産に関するセミナー、劇場型学習イベント、上記（１）の活動結果の発表及びパネル展示（展示するパネルは貸与（運搬費は受託者の負担））を実施すること。

また、これら以外に追加で実施するイベントの提案があれば、企画書に盛り込むこと。

ウ フォーラムは、児童・生徒が理解できる平易なものとする。

エ 劇場型学習イベントでは、クイズ等を盛り込み、児童・生徒が楽しみながら参加することができるものとする。

オ フォーラムの内容を収録し、ホームページや YouTube 等で公開できる形式で納品すること（動画データ容量は 1 データ当たり 200MB 以内とし、DVD に保存して 10 セットを県に提出）。

### ⑤ 周知

ア 集客に係る告知や、広報等の取り組みを提案に含めること。

イ チラシの作成及び配布

・チラシをデザインし、作成すること。

仕 様：A 4 両面印刷（カラー）

印刷枚数：12,000 枚

・作成したチラシは別途、県が提供する配布計画に基づき配布すること。

### ⑥ 注意点

講師等の人選については、企画採用後に協議した上で決定するため、提案段階で

接触しないこと。ただし、企画内容を踏まえ、適任と考える者を提案することは差し支えない。

### (3) その他

- ① 上記以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。
- ② 感染症対策は各ガイドラインに準じて、必要な対策を講じるものとし、提案に含めること。
- ③ 上記(1)及び(2)の事業については、社会情勢等で計画どおりの実施が困難な場合の代替案を併せて提案すること。
- ④ 講師等への謝金及び旅費については、県の規則等を準用して見積もりを算定すること。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 謝金<br>(当日の事前打ち合わせを含む拘束<br>時間で算定) | 県外講師 : 13,000 円/時間<br>県内講師 : 6,000 円/時間<br>大学事務職員 : 1,600 円/時間            |
| 旅費                               | 公共交通機関 : 実費<br>自家用車 : 37 円/km (高速料金実費)<br>※宿泊費が必要な場合は実費とするが、一般的な常識の範囲で算定。 |

- ⑤ 本件業務以外に県や愛媛県南予地域農業遺産推進協議会が実施する関連事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。

## 6 事業計画書及び報告の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 8 秘密保持及び個人情報の保護

### (1) 秘密保持

- ① 本件業務に関し、受託者が県に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。
- ② 本件業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表

又は使用してはならない。

③ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係規程に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律等関係規程を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、県に協議すること。

9 その他

(1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で県に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、県と協議の上、対応すること。

(3) 本仕様書に定める以外の事項については、県の指示に従うこと。

(4) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。